



令和5年 (2023年) 9月26日(火)

No. 15987 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆著作権管理団体・著作権使用料に対する行政規制(1)

☆オンライン知的財産セミナー
(知財部員のための特許権行使戦略)……………(8)

著作権管理団体・著作権使用料に対する行政規制

— 著作権等管理事業法に着目して —

新潟大学法学部

准教授 宮森 征司

1 はじめに

(1) 筆者のこれまでの検討

筆者はこれまで本誌において、著作権法が作者の権利を保護することを一義的な目的としているものの、文化の発展も究極的な目的として位置づけていることに着目し、ドイツの法制度・法制度との比較検討を通じて、主に公法学の見地から検討を試みた。

そこでは、主に著作権管理団体が文化の発展に果たす公的な役割に着目した検討を行った¹。筆者が検討を行ったドイツの著作権法制においては、文化の発展という政策目的が著作権法で規定されるなかで、私法上の組織である著作権管理団体にも、使用料の配分のあり方において、文化政策の主体としての役割が求められており、著作権管理団体の設立、使用料の設定に関しては、許認可制

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携！

「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所客員教授 元会計検査院第四局長 有川 博 著

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ！

2020



全国官報販売協同組合 〒114-0012 東京都北区田端新町 1-1-14 TEL 03-6737-1500 FAX 03-6737-1510 <https://www.gov-book.or.jp>